

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-6
許認可等の種類	休業中の漁業の許可、漁業権行使停止の漁業の認可			
根拠法令条例等・条項	漁業法第36条第1項、第4項			
許認可等の概要	漁業権者が休業中又は漁業権行使停止中における適格性を有する者の漁業の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁業法 (免許についての適格性) 第十四条 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。 一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。 二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。 (漁業権の分割又は変更) 第二十二条 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。 2 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合は、前項の免許をしてはならない。 (漁業権の制限又は条件) 第三十四条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。 2 前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。 3 第一項の規定による制限又は条件の付加については、第十一条第六項の規定を準用する。 4 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。 5 海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者に制限又は条件を付ける理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。 6 前項の意見の聴取に際しては、当該漁業権者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。 7 当該漁業権者又はその代理人は、第五項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、海区漁業調整委員会に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該申請の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、海区漁業調整委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 8 前三項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会が行う第五項の意見の聴取に関し必要な事項は、政令で定める。 (休業中の漁業許可) 第三十六条 前条の休業期間中は、第十四条第一項に規定する適格性を有する者は、第九条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。 2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。 3 第一項の許可については、第十三条第五項及び第六項(意見の聴取)、第二十二条第二項(免許をしない場合)、第三十四条(漁業権の制限又は条件)、前条(休業の届出)、次条、第三十八条第一項、第二項及び第五項、第三十九条(漁業権の取消し)並びに第四十条(錯誤によつてした免許の取消し)の規定を準用する。この場合において、第三十八条第一項中「第十四条」とあるのは、「第十四条第一項」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分の先例がなく、具体化するのが困難			
期間の制定根拠	—			